

関係団体の長 様

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて
本道における感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省から陽性者の療養期間の見直しについて事務連絡がありましたので、お知らせしますとともに、この内容について、道のホームページを修正しましたことを、併せてお知らせします。

つきましては、貴会会員に対する周知について、御協力いただきますようお願いいたします。

現在、道内においても感染者が高止まりの状況が継続しておりますことから、今後も感染拡大の抑制に向け、引き続き、御協力をいただきますようよろしく願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 陽性者の療養期間について

ア 有症状者

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能とする。

イ 無症状者

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする(従来から変更なし)。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする。

(2) 療養期間中の外出自粛について

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

2 添付資料

(1) 「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」 (令和4年9月7日付け厚生労働省事務連絡)

(2) 参考資料

自宅療養者の療養期間等

3 掲載ホームページ

ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html

企画調整係

電話：011-231-4111 (内線 25-552)

FAX：011-232-2013